



一般社団法人日本フードサービス協会

JF ニュースレター 2020. 4. 13

新型コロナウイルス関連情報 NO.20

雇用調整助成金の特例措置について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡 慎一郎

協会では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動を縮小せざるを得ない事業者が、雇用を維持するために支払う休業手当の費用を国が助成する雇用調整助成金の申請書類の簡素化等を要求しておりましたが、以下のような簡素化等が行われます。

- 1 記載事項を約5割削減する。
 - ・ 残業相殺制度を当面停止する。これにより残業時間の記載が不要になる。
 - ・ 自動計算器付き様式の導入により記載事項を大幅に削減する。
- 2 記載事項を大幅に簡略化する。
 - ・ 日ごとの休業等の実績は記載不要とし、合計日数のみで可とする。
- 3 添付書類を削減する。
 - ・ 資本額の確認の「履歴事項全部証明書」等を廃止する。
 - ・ 休業協定書の労働者個人ごとの「委任状」を廃止する。
 - ・ 賃金総額の確認のための「確定保険料申告書」を廃止する。
- 4 添付書類は既存書類で可とする
 - ・ 生産指標は「売上」が分かる既存の書類で可とする
 - ・ 出勤簿や給与台帳でなくても、手書きのソフト表や給与明細でも可とする。
- 5 計画届は6月30日まで事後提出が可能になる。

(厚生労働省ホームページ)

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

詳細はお近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せ下さい。

JF事務局：金丸・石井（03-5403-1060）